

○須賀川市保育所等入所選考及び保育実施基準運用要綱

令和3年4月1日施行

改正

令和4年10月31日施行

令和6年4月1日施行

令和6年10月1日施行

令和7年10月1日施行

須賀川市保育所等入所選考及び保育実施基準運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が行う保育施設等（以下「保育所等」という。）の入所（園）（以下「入所」という。）利用に関し、入所選考及び保育実施の基準の具体的な運用方針を定め、保育所等入所承諾の円滑及び公正を確保することを目的とする。

(入所日)

第2条 新たに保育所等に入所する場合における開始日（以下「入所日」という。）は、各月の初日とする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではない。

(入所申込み)

第3条 保育所等への入所申込みは、須賀川市保育所規則（昭和62年須賀川市規則第6号）第3条及び須賀川市立認定こども園規則（平成28年須賀川市規則第16号）第7条に規定する入所申込手続により行うものとし、希望する入所日（以下「入所希望日」という。）の前々月の10日までに行わなければならない。ただし、4月1日を入所希望日とする場合の申込みの時期は、別に定める。

(保育の必要性の状況の確認)

第4条 入所申込児童の属する世帯の保育の必要性の状況は、前条に掲げる入所申込み時の提出書類の記載事項により確認するものとし、必要がある場合には、実態調査等により保護者の就労状況等について確認する。

(入所選考)

第5条 保育所等への入所選考は、入所希望者が定員を超える場合その他やむを得ない理由がある場合に実施することとし、前条に規定する保育の必要性の状況の確認を踏まえ、公正に行うものとし、必要がある場合は、保護者から聞き取りを行うものとする。

2 前項に掲げる入所選考にあたっては、入所選考基準点数表（別表第1）により優先順位化し、当該内容をもって入所申込児童の保育の必要性の度合いとみなす。この場合において、父母それぞれの点数を合算して優先順位をつけるものとする。

(入所選考会議)

第6条 前条で定める基準を基礎として、保育所等の年齢に応じた利用定員、入所状況及び面接等の内容を勘案して、入所選考会議において入所選考を行うものとする。

2 会議は、こども課長、こども課長補佐、企画管理係長、保育幼稚園係長及び担当者をもって構成する。この場合において、担当者及びこども課長が必要に応じて指名した職員を参加させることができる。

3 会議は、非公開とする。

(保育所等の入所の承諾)

第7条 保育所等の入所の承諾にあたっては、入所選考において優先順位の高い順に希望保育

所等への入所を承諾するものとする。

(入所の保留)

第8条 入所選考の結果、入所が保留となった場合において入所申込児童の保護者から申出があるときは、当該年度内に限り、引き続き入所選考の対象とすること（以下単に「空き待ち」という。）とする。

2 空き待ちの入所申込児童の入所希望日は、引き続き入所選考の対象とする期間の各月の初日とする。

(保育所等の変更)

第9条 入所児童の保育所等を変更しようとする入所申込みは、次の各号に掲げる場合を除き、4月1日を入所日とするものとする。

- (1) 住所の変更に伴い、入所児童の送迎が困難になった場合
- (2) 教育・保育給付認定保護者の通勤経路等に変更が生じ、入所児童の送迎が困難になった場合
- (3) 兄弟姉妹で異なる保育所等の利用となった場合
- (4) その他前3号に類すると認める場合

(保育の実施期間)

第10条 保育の実施期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内とする。ただし、須賀川市子ども・子育て支援法に係る教育・保育給付認定規則（平成26年須賀川市規則第26号。以下「認定規則」という。）第7条に規定する教育・保育給付認定の有効期間を限度とする。

- (1) 母親が出産の場合 おおむね出産予定日の2か月前（多胎の場合は3か月前）から出産後2か月までの期間
- (2) 父母等の病気などの場合 病気などが回復するまで
- (3) 病人の看護などの場合 看護・介護している病人が回復するまで
- (4) 家庭の災害の場合 災害の復旧に必要な期間
- (5) 父母等が求職中の場合 おおむね2か月までの期間
- (6) 育児休業の場合
 - ア 翌年度に小学校に就学することとなる児童 小学校就学前日まで
 - イ 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合 必要な期間
 - ウ 育児休業期間が、生まれた子が3歳に達する日が属する月の末日を超えない場合その期間（父母ともに育児休業を取得する場合を含む。）
- (7) その他 理由に応じて必要と認められる期間
- (8) 前各号以外の場合 入所申込児童が小学校就学始期に達するまでの期間

(保育の利用時間)

第11条 須賀川市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年須賀川市条例第18号。以下「条例」という。）に掲げる保育の必要性の認定基準による利用時間は、認定規則第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第1項第1号、第7号及び第8号
 - ア 1か月の就労時間又は就学時間が120時間以上の場合 標準時間
ただし、保護者が短時間を希望する場合は、短時間とすることができる。
 - イ 1か月の就労時間又は就学時間が48時間以上120時間未満の場合 短時間

ただし、施設が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ないことが常態と認められる場合は、標準時間とすることができる。

(2) 条例第3条第1項第2号から第5号まで、第9号及び第10号 標準時間

(3) 条例第3条第1項第6号及び第11号 短時間

(4) 条例第3条第1項第12号 必要と認められる利用時間

(階層区分の認定基準)

第12条 子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額を定める規則（平成27年須賀川市規則第22号）別表に掲げる、入所児童の属する世帯の階層区分の認定については、当該児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計により認定するものとする。この場合において、家計の主宰者の認定に当たっては、次の事項等を総合的に考慮して判断するものとする。

(1) 保育所等入所児を住民税の算定上扶養控除の対象にしているか

(2) 保育所等入所児を健康保険等において扶養家族としているか

(3) その世帯において最多収入若しくは最多納税の者であるか

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分入所申込み分から適用する。

(須賀川市保育所等保育実施運営要綱の廃止)

2 須賀川市保育所等保育実施運営要綱（平成27年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 基準点数

		保護者の状況	基準点数
就労・就学	居宅外就労	月160時間以上	50
		月150時間以上	48
		月140時間以上	46
		月130時間以上	44
		月120時間以上	42
		月110時間以上	40
		月100時間以上	38
		月90時間以上	36
		月80時間以上	34
		月70時間以上	32
		月60時間以上	30
		月48時間以上	28
	居宅内就労 農業従事者 就学・職業訓練	月160時間以上	45
		月150時間以上	43
		月140時間以上	41
		月130時間以上	39
		月120時間以上	37
		月110時間以上	35
		月100時間以上	33
		月90時間以上	31
月80時間以上	29		

		月70時間以上	27
		月60時間以上	25
		月48時間以上	23
求職中	求職活動中		10
妊娠・出産	出産前後2か月（多胎の場合は産前3か月）		40
育児休業	育児休業取得時に既に施設に入所している児童がいて、継続する必要があると認める場合（育児休業対象児童が満3歳になる月の月末まで）		30
保護者の疾病・障害	入院		50
	常時寝たきり		45
	1か月以上の療養		40
	その他		30
	心身障害1級、療育A		50
	心身障害2級、療育B		45
	心身障害3級		40
	身体障害4級以下		35
親族等の介護・看護	要介護5、心身障害1級		50
	要介護4、心身障害2級		45
	要介護3、心身障害3級		40
	要介護2～1、身体障害4級		35
	その他		30
家庭の災害	災害復旧にあたっている（要する日数による）		20～50
児童虐待等	児童虐待又はDVにより保育の緊急性があると市長が認めた場合		100
その他	その他市長が必要と認めた場合は、類似する点数により判断する		—

2 調整点数

世帯の状況		調整点数
類型家庭	ひとり親世帯	70
	離婚調停中	30
	生活保護世帯	10
	単身赴任	10
	保護者不存在（里親を含む）	5
	保護者が常態として24時間勤務の交代制就労	3
	保護者の同伴就労（常時危険物を取り扱う場合に限る）	2
	65歳以上の同居で就労していない	-5
その他	兄弟・姉妹が利用している施設を希望	30
	兄弟・姉妹が同時に新規入所を希望	10
	産後休業又は育児休業から復帰	5
	生計中心者の失業（求職活動かつ同居親族がいる場合を除く）	10
	小規模保育事業の卒園児童が連携施設を希望	30
	小規模保育事業の卒園児童が連携施設以外を希望	20
	転所（第9条各号に掲げる場合以外の年度途中の転所）	-25
	保護者が須賀川市内の保育士等	15
	保護者が須賀川市外の保育士等	5
	前年度から継続して待機	3

3 同点の場合の優先順位

- (1) 保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合
- (2) 保護者が養育している子ども（満18歳未満）の人数が多い世帯
- (3) 希望順位が高い者
- (4) 保護者の市民税所得割が低い場合
- (5) 下表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯
- (6) 保育料の滞納がない世帯
- (7) 産休・育休の復帰期間が早い場合

(8) 待機期間が長い場合

下表（上記(5)関係）

事由	ポイント
災害	9
母子・父子家庭	8
疾病等	7
就労	6
病人等の介護等	5
就学・技能習得	4
出産	3
求職活動	2